日高市地域公共交通協議会交通戦略部会規程

令和6年1月24日告示第 号

(目的)

第1条 日高市地域公共交通協議会条例(令和5年条例第13号。以下「条例」という。) 第8条の規定に基づき、日高市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)の部会 として、地域における課題整理及び施策事業等に関する専門的な見地から協議を行う ため、日高市地域公共交通協議会交通戦略部会(以下「交通戦略部会」という。)を設 置する。

(組織)

- 第2条 交通戦略部会は、7人以内の委員をもって組織するものとする。
 - (1) 条例第3条第2項第2号に規定する公共交通事業者等の代表者又はその指名を 受けた者
 - (2) 条例第3条第2項第7号に規定する学識経験を有する者
 - (3) その他部会長が必要と認める者

(任期)

- 第3条 委員の任期は、協議会の委員の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。 (部会長)
- 第4条 交通戦略部会に、部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 部会長は、会務を総理し、交通戦略部会を代表する。
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する 委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 交通戦略部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 2 交通戦略部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 交通戦略部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決する ところによる。
- 4 部会長は、交通戦略部会の会議を開催したときは、次の協議会において会議の結果等を報告しなければならない。

(庶務)

第6条 交通戦略部会の庶務は、総務部危機管理課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、交通戦略部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附則

この規程は、令和6年1月24日から施行する。